

議案第33号

大阪市下水道事業振興基金条例を廃止する条例案

大阪市下水道事業振興基金条例（平成3年大阪市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

下水道事業振興基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市下水道事業振興基金条例

(設 置)

第1条 快適な都市環境の整備に向けた下水道事業の振興を図る資金に充てるため、大阪市下水道事業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、公用廃止した下水道敷の処分に係る収入、寄附金その他予算からの繰入金をもって積み立てる。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。